

公募型見積合わせ公告

国立大学法人大阪大学において、次のとおり公募型見積合わせ方式に付します。

1. 調達内容

- (1) 調達番号 財契088
- (2) 調達件名及び数量 液量100mlシングルユースリアクター 4ヶ/セット エイブル(株)製
(詳細は別紙仕様書のとおり)
- (3) 納入期間 令和2年4月1日～令和3年3月31日
- (4) 納入場所 国立大学法人大阪大学医学系研究科

2. 見積参加資格

- (1) 国立大学法人大阪大学契約規則第7条及び第8条の規定に該当しない者であること。
- (2) 本学と取引実績のある者であること。

3. 見積書の提出場所等

- (1) 見積書の提出場所、契約条項を示す場所、国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の交付場所及び問合せ先
〒565-0871 大阪府吹田市山田丘1-1
国立大学法人大阪大学 財務部契約課 契約第一係
電話 06-6879-4006
- (2) 国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の入手方法
本公告の日から上記3(1)の交付場所にて交付します。また、インターネットにより本学ホームページにアクセスし、参加者心得を出力することもできます。
- (3) 見積書提出期限
令和2年2月12日 17時15分

4. その他

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) その他詳細は、「国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得」に定めています。

仕 様 書

(一般事項)

1. 供給すべき物品の表示 液量 100mL シングルユースリアクター 4ヶ/セット エイブル(株)製
2. 物品の納入期間 令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで
3. 物品の納入場所 国立大学法人大阪大学大学院医学系研究科心臓血管外科学講座
4. 物品の発注方法 国立大学法人大阪大学大学院医学系研究科経理課外部資金第二係より、発注するものとする。
5. 物品の納入期限 本学からの発注時に発注者・受注者間にて協議を行い、その都度定めるものとする。

(特記事項)

1. 受注者は本仕様書に基づき、本学が研究において使用する物品（液量 100mL シングルユースリアクター 4ヶ/セット エイブル(株)製）を供給するものとする。
2. 納入予定数量は、次のとおりとする。ただし、研究の進捗状況により変更の可能性がある。
液量 100mL シングルユースリアクター 4ヶ/セット エイブル(株)製：130セット

見 積 書

調達番号： 財契088

調達件名： 液量100mlシングルユースリアクター 4ヶ/セット エイブル(株)製

見 積 金 額 1セット当たり 金 円也

国立大学法人大阪大学が定めた物品供給契約基準を熟知し、仕様書及び公募型見積合わせ方式参加者心得を承諾の上、上記の金額によって見積します。

令和 年 月 日

国立大学法人大阪大学 殿

住 所

会 社 名

氏 名

[印]

電話番号

- ※ 見積金額は、消費税額及び地方消費税額を除いた金額を記載してください。
- ※ 見積書の日付は、提出日を記載してください。
- ※ 本学が見積公告【2. 見積参加資格(1)(2)】以外に見積参加資格を示した場合、それを有しているかどうか証明するための書類を見積書に添付してください。

物品供給契約書(案)

供給すべき物品の表示：液量100mlシングルユースリアクター 4ヶ/セット エイブル(株)製

代金額 1セット当たり 金 円 (うち消費税額及び地方消費税 円)

上記の消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、代金額に110分の10を乗じて得た額である。

発注者 国立大学法人大阪大学理事 中谷 和彦 と供給者 との間において、上記の物品（以下「物品」という。）について、上記の代金額で、供給契約を結ぶものとする。

- 第1条 供給者は、発注者に対し、別紙仕様書に従って物品の供給をするものとする。
- 第2条 物品は、国立大学法人大阪大学医学系研究科に納入するものとする。
- 第3条 供給者は、本契約に基づく物品等の運送にあたっては、大阪府生活環境の保全等に関する条例第40条の15に規定する車種規制適合車等の使用義務を遵守すること。
- 第4条 物品の納入期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日とする。
- 第5条 納品書は、国立大学法人大阪大学医学系研究科経理課外部資金第二係に送付すべきものとする。
- 第6条 代金は、検収後、当該月の翌々月末までに支払うものとする。
- 第7条 契約保証金は、免除する。
- 第8条 この契約について必要な細目は、別冊の国立大学法人大阪大学が定めた物品供給契約基準によるものとする。
- 第9条 この契約について発注者と供給者との間に紛争を生じたときは、発注者所在地の所轄裁判所の裁判によりこれを解決するものとする。
- 第10条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と供給者とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため発注者及び供給者は、次に記名し、印を押すものとする。

この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

発注者 吹田市山田丘1番1号
国立大学法人大阪大学
理事 中谷 和彦

供給者